



都市計画市素案説明会のお知らせ

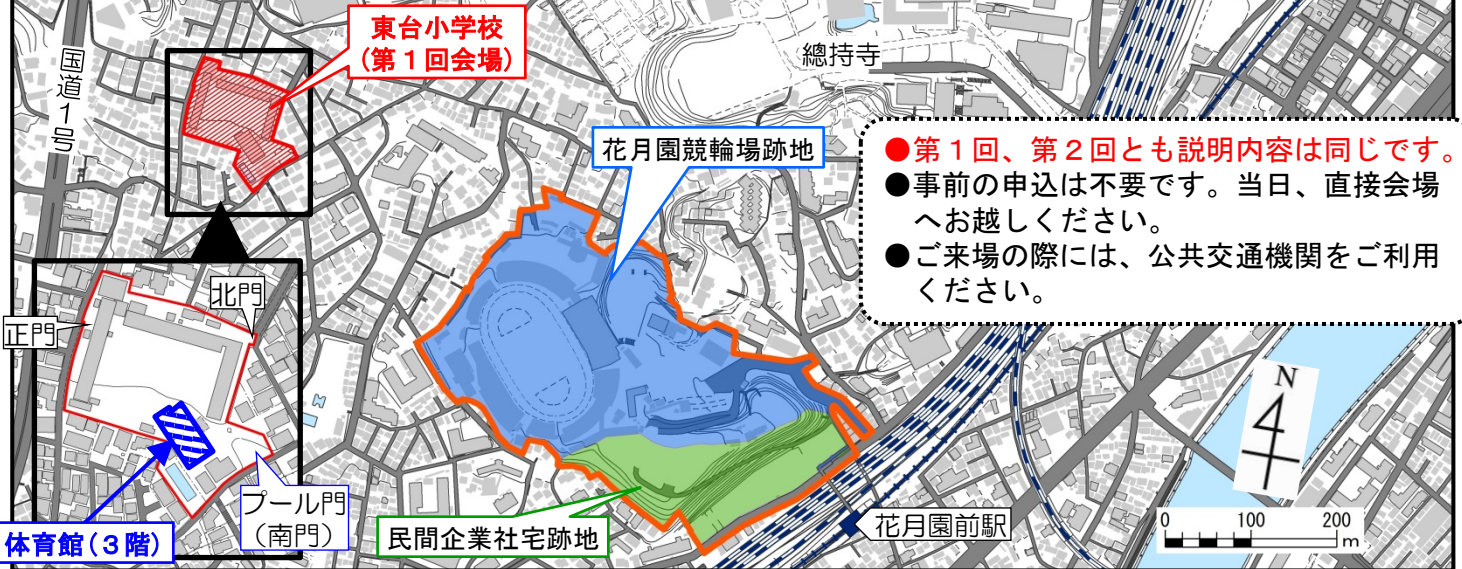
～花月園競輪場跡地等における都市計画決定及び変更について～

京急本線の花月園前駅に近接する花月園競輪場跡地及び隣接する民間企業社宅跡地については、「花月園競輪場関係県有地等の利活用に係る検討会」（主催：神奈川県）により利活用の検討が行われ、一定規模のオープンスペースや駅前にあふさわしい機能の確保などの方向性が示されました。

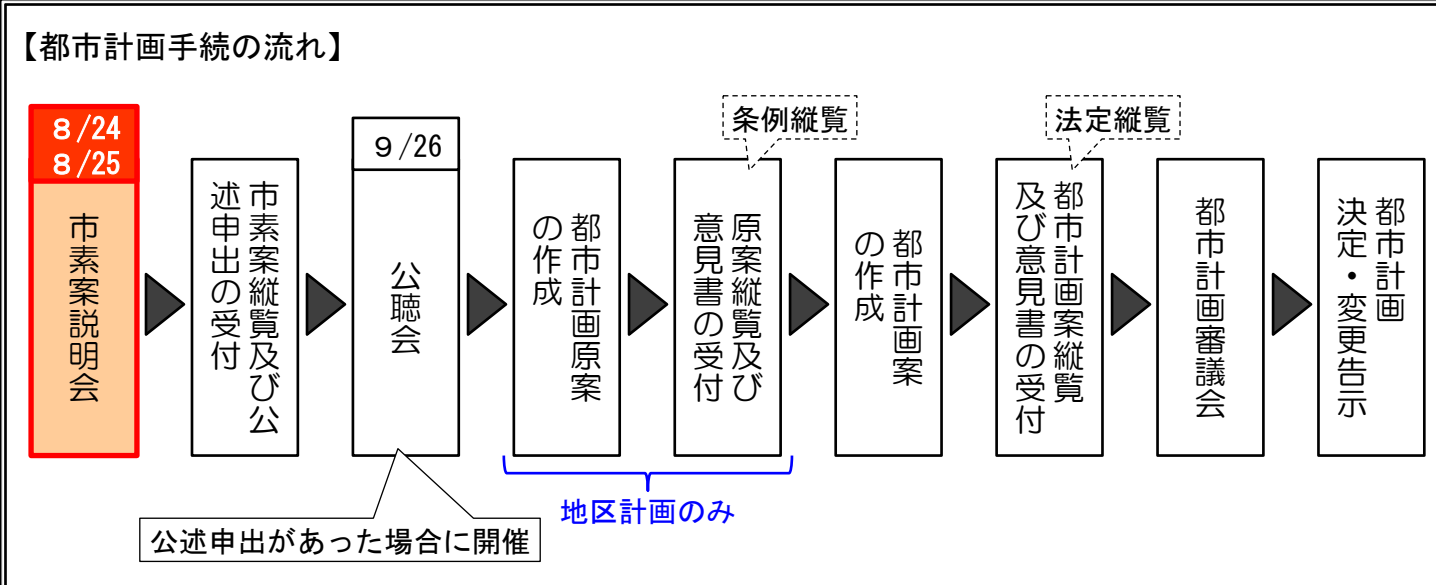
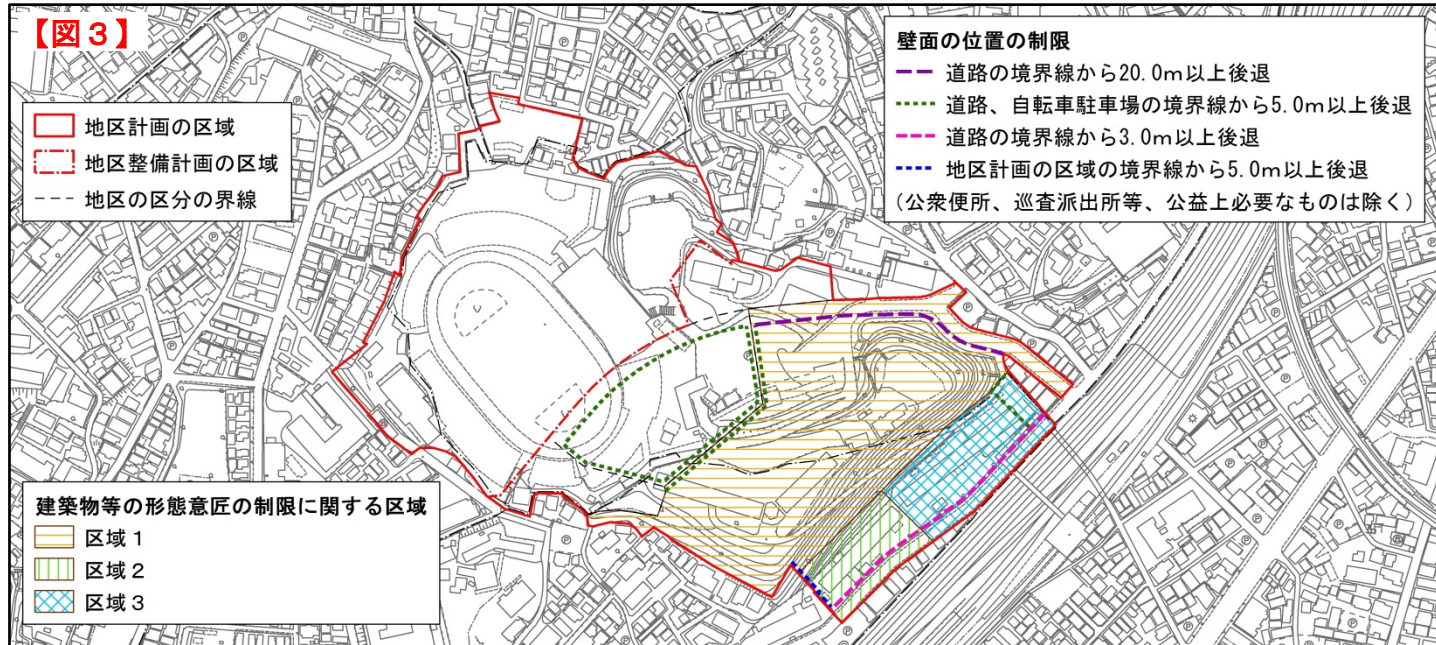
この方向性等を踏まえ、約4.3haの地区公園を整備するとともに、駅前機能等を備えた良好な市街地の形成を図るため、公園及び地区計画の都市計画決定・変更を行うこととし、都市計画市素案を作成しました。

この都市計画市素案の内容や今後の手続について説明するため、説明会を開催します。

第1回説明会	○日時	平成26年8月24日（日） 14:00～（開場13:30）
	○会場	横浜市立東台小学校 体育館（東寺尾東台12-1） ※体育館へはプール門（南門）からお入りください。
第2回説明会	○日時	平成26年8月25日（月） 19:00～（開場18:30）
	○会場	横浜市鶴見公会堂 講堂（ホール） （豊岡町2-1 フーガ1 6階）



● 第1回、第2回とも説明内容は同じです。
● 事前の申込は不要です。当日、直接会場へお越しください。
● ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。



【お問合せ先】

(事業計画全体、地区計画の内容について)

◆ 横浜市都市整備局企画部企画課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 市庁舎6階 Tel: 045-671-3749

(公園計画の内容について)

◆ 横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地整備課
〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル4階 Tel: 045-671-4611

(都市計画手続について)

◆ 横浜市建築局企画部都市計画課
〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル14階 Tel: 045-671-2657
都市計画課ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/>

○ 都市計画市素案の縦覧及び公述申出の受付

期 間：平成26年8月25日（月）から平成26年9月8日（月）まで（土・日曜は除く）
縦覧場所：建築局都市計画課（受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで）
※ 鶴見区役所区政推進課企画調整係で、都市計画市素案を閲覧することができます。（区役所の受付時間：午前8時45分から午後5時まで）
※ 都市計画課のホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。

公述申出：関係住民及び利害関係人は公述申出ができます。
公述申出書は、平成26年9月8日（月）必着で、都市計画課へ郵送又は持参してください。
また、都市計画課のホームページから電子申請による公述申出ができます。
※ 公述申出書は、縦覧（閲覧）場所で配布しているほか、都市計画課のホームページからダウンロードできます。
※ 10名を超える申出があった場合には、抽選を行います。

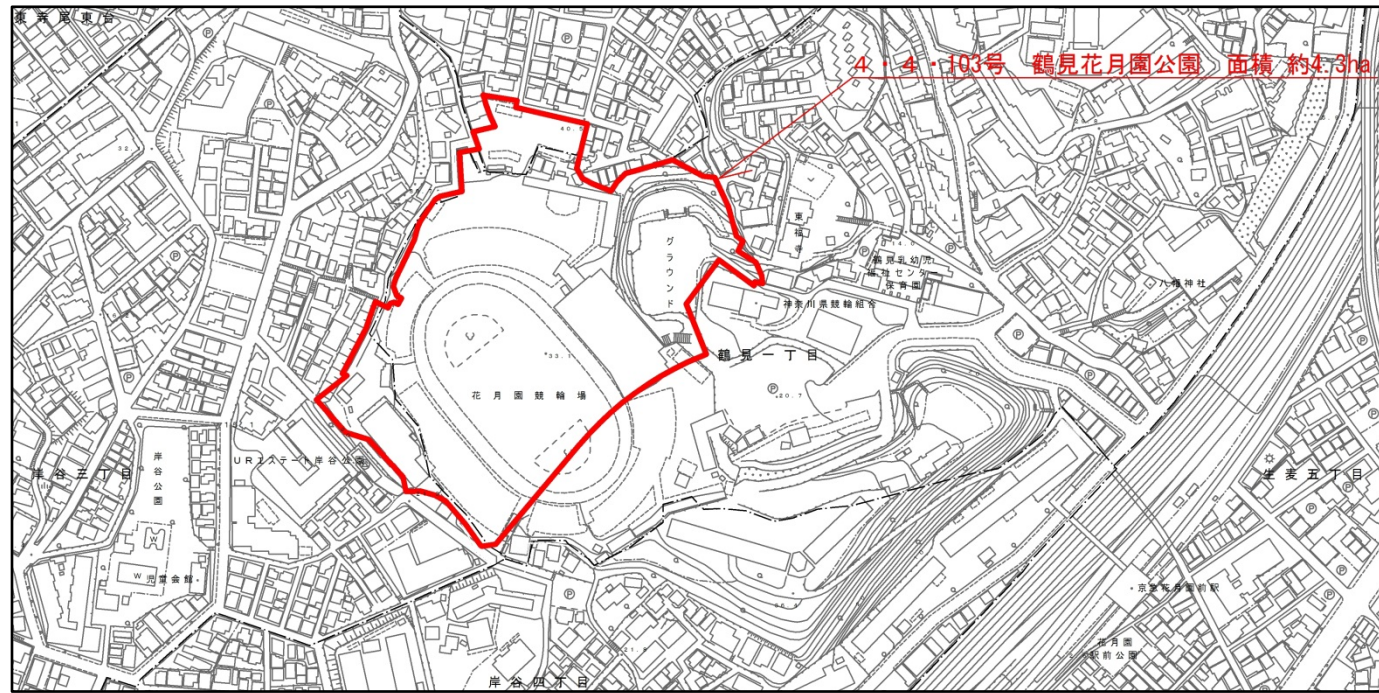
○ 公聴会の日時及び会場（公述申出があった場合に開催）

日 時：平成26年9月26日（金） 午後7時開始
会 場：鶴見公会堂 講堂（ホール）（第2回説明会と同じ会場です。）
※ 傍聴は申込不要です。当日、直接会場へお越しください。
※ 公聴会開催の有無については、9月10日（水）以降に都市計画課に電話でお問合せいただくか、都市計画課のホームページでご確認ください。

【都市計画市素案の概要】

1 公園の変更（追加）

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
地区公園	4・4・103	鶴見花月園公園	鶴見区岸谷三丁目、鶴見一丁目及び東寺尾東台	約4.3ha	樹林地、散策路、広場、トイレ、防災関連施設等



2 地区計画の決定

名称：鶴見一丁目地区地区計画

位置：鶴見区岸谷三丁目、岸谷四丁目、鶴見一丁目及び東寺尾東台地内

面積：約10.7ha（地区整備計画の区域の面積：約6.2ha）

目標：防災性の向上や良好な自然環境の形成等に資する地域の中核となる地区公園の整備と併せて、広場、緑地の確保や歩行者ネットワークの形成、駅前にふさわしい機能の確保等を行いながら建築物の整備を推進することにより、自然環境や景観等に配慮した快適な居住環境を有する良好な市街地の形成を図る。

地区整備計画

地区施設の配置及び規模		【図2】のとおり		
地区の区分	（【図1】参照）	A地区	B地区	C地区
面積		約4.3ha	約1.2ha	約0.7ha
建築物の建ぺい率の最高限度		40%	60%	
建築物の敷地面積の最低限度		7,000㎡	2,500㎡	100㎡
		ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用するものは除く		
壁面の位置の制限	【図3】のとおり			—
建築物の高さの最高限度	（区域ア～エは【図1】参照）	区域ア：45m以下 区域イ：31m以下 区域ウ：20m以下、北側斜線制限(7.5+0.6L)m以下 区域エ：15m以下、北側斜線制限(7+0.6L)m以下	15m以下、北側斜線制限(7+0.6L)m以下	

建築物等に関する事項	建築物等の形態意匠の制限（区域1～3は【図3】参照）	1 建築物等の形態意匠は、周辺環境を考慮し、区域全体として調和のとれたものとする ・区域1～3それぞれに定める長大感や圧迫感を軽減させるための形態や色彩等の制限 ・スカイラインを整えるための形態の制限 ・歩行者用通路の視認性を高める工夫 2 屋上に設置する建築設備等（太陽光発電設備等は除く）に関する乱雑な外観を防ぐための制限 3 屋外広告物に関する地区内外の景観を阻害しないようするための制限	1 建築物等の形態意匠は、周辺環境を考慮し、区域全体として調和のとれたものとするための色彩等の制限 2 屋上に設置する建築設備等（太陽光発電設備等は除く）に関する乱雑な外観を防ぐための制限 3 屋外広告物に関する地区内外の景観を阻害しないようするための制限	周辺の街並みと調和したものとするための景観への配慮
	建築物の緑化率の最低限度		25%	20%
土地の利用に関する事項	樹林地、草地等の保全に関する事項	樹林地、草地等の区域（【図2】参照）内では、次に掲げる行為はしてはならない。 1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉞物の掘採その他の土地の形質の変更 3 木竹の伐採 4 水面の埋立て又は干拓 5 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	—	—

